

【国保】

審査情報提供事例について

審査支払機関における診療（調剤）報酬に関する審査は、国民健康保険法及び各法、療担規則及び薬担規則並びに療担基準、診療（調剤）報酬点数表並びに関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的見解に基づいて行われています。

他方、高度多様化する診療内容について的確、かつ、迅速な審査を求めるられており、各審査委員会から自らの審査の参考とするため、他の審査委員会の審査状況について知りたいとの要望のある事例について、平成17年度より全国調査を実施し、各審査委員会及び国保連合会間で情報の共有をしてまいりました。

今般、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査上の一般的な取扱いについて、「審査情報提供事例」として広く関係者に情報提供することといたしました。

今後、全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会等で協議を重ね提供事例を逐次拡充させることとしております。

なお、療担規則等に照らして、それぞれの診療行為の必要性、妥当性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としていますので、本提供事例に示されている方向性がすべての個別事例に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものでないことにご留意願います。

平成23年3月

【国保】

I-3 片頭痛(心身症)等に対する心身医学療法の算定について

《令和7年3月6日新規》

○ 取扱い

- 1 次の傷病名に対する I004 心身医学療法の算定は、原則として認められる。
 - (1) 片頭痛 (心身症)
 - (2) 自律神経失調症 (心身症)
 - (3) 胃潰瘍 (心身症)
 - (4) 肩こり (心身症)
 - (5) 男性更年期障害 (心身症)
 - (6) 月経痛 (心身症)
 - (7) 更年期症候群 (心身症)
 - (8) 動悸 (心身症)
 - (9) 嘔吐症 (心身症)
 - (10) めまい (心身症)
 - (11) 頭痛 (心身症)
- 2 次の傷病名に対する I004 心身医学療法の算定は、原則として認められない。
 - (1) うつ病 (心身症)
 - (2) パニック障害 (心身症)
 - (3) 不安神経症 (心身症)
 - (4) 不安障害 (心身症)
 - (5) 適応障害 (心身症)
 - (6) 神経症 (心身症)
 - (7) 自閉症 (心身症)
 - (8) 発達障害 (心身症)
 - (9) 不眠症 (心身症)
 - (10) 心身症のみ

○ 取扱いの根拠

心身症は、身体的疾患を基盤として、心理社会的ストレスの影響により機能的な障害を発症した病態をいう。

また、心身医学療法については、厚生労働省通知※に「心身症の患者について、一定の治療計画に基づいて、身体的傷病と心理・社会的要因との関連を明らかにするとともに、当該患者に対して心理的影響を与えることにより、症状の改善又は傷病からの回復を図る治療方法をいう。」と示されており、上記 1 の傷病名に対する算定は妥当である。

一方、上記 2 の傷病名は、ICD-10（国際疾病分類）の第 5 章「精神および行動の障害」に該当する疾病並びに第 6 章に規定する「睡眠障害」に該当するものであり、身体的傷病ではなく、上記通知の要件を満たさない。

以上のことから、上記 1 の傷病名に対する I004 心身医学療法の算定は、原則として認められるが、上記 2 の傷病名に対する算定は、原則として認められないと判断した。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について